

平成 23 年 5 月 30 日

焼津市長 清水 泰 様

焼津市行財政改革推進審議会
会 長 坂本 光司

焼津市職員の定数・給与等に関する意見について

焼津市職員の定数・給与等に関して、焼津市行財政改革推進審議会において議論・検討した結果、下記のとおり意見を申し上げます。

なお、下記意見に対する取り組みについて、本年 8 月までに当審議会へ報告されるようお願いします。

記

- 1 職員の定数・給与については、類似都市、近隣都市との比較においても数値的に大きな問題はないと認識している。

平成 21 年度の歳出総額に占める人件費の割合は、16.0%となっており、県内 23 市の平均 18.5%を下回るとともに、低い方から 7 番目である。

しかしながら、ラスパイレス指数については、近年では平成 18 年度の 97.0%を最低に、19 年度 98.0%、20 年度 100.0%、21 年度 100.4%、22 年度 101.2%と上昇傾向にあるとともに、平成 22 年度の県内の市の平均である 99.4%を上回っている。

引き続き、適正な給与制度の運用に努められたい。

- 2 平成 21 年度の人口千人当たりの普通会計職員数においては、静岡県内の市の平均 6.9 人に対し焼津市は 6.1 人である。これは、23 市中少ない方から 4 番目であり、平均を下回っているものの、富士宮市 5.1 人、藤枝市 5.6 人、袋井市 5.9 人など、さらに少ない職員数で取り組んでいる自治体もある。

また、平成 17 年度の定員適正化計画における 21 年度までの定数削減目標である 5.04%を達成していない。集中改革プランで国が示した削減計画を達成していないのは、静岡県内の市では焼津市のほか 4 市だけである。

元来、焼津市は職員数の削減に取り組み、少ない職員数にて行政を執行してきたことは認めるものの、市民に示した定員適正化計画を達成できなかった事実を、改めて市民に説明する責任がある。

これらのことから、職員の意識改革に取り組むとともに、事務事業の見直しを積極的に進め、市が行うべきでない業務は廃止するほか、学校給食等においては民間委託を進めるなどの方法により、更なる職員定数削減に取り組むべきである。

- 3 職員諸手当のうち、特殊勤務手当については、これまで見直しを進めてきていることは理解するが、近隣他市と比較してみても、焼津市 19 種、島田市 11 種、藤枝市 5 種と、その種類も多く金額も高めである。

本来業務に含まれるとみなされる業務について、手当を支給することは不適切であることから、原則廃止すべきである。

そのうえで、業務の特殊性が明らかに認められるものに限定して支出すべきであり、併せて、なぜ支出するのか市民に理解されるよう、根拠を積極的に広報等で説明すべきである。

- 4 通勤手当については、国の制度とは想定する通勤圏が違うなど考慮すべき事情があるものの、通勤距離の区分や金額が国の制度とは大きく違うほか、使用する交通用具の違いが区別されていないなど、現状の支給金額等の根拠が明確でない。

具体的には、通勤に自転車やバイクを使用しても、自家用車を使用する場合と同額の手当が支給されることは、市民に理解されるものではない。

更には、自動車の通勤手当の 1 km 当たりの金額が全く根拠のないものであること、また、焼津市は国や県にはない月額 4,000 円の駐車場手当を支給しているが、県内でこの手当を支給しているのは、焼津市のほか藤枝市及び三島市だけである。

これらについては、通勤手当が実費弁償であることを前提に、市民が納得できるような説明が必要であり、通勤圏や通勤方法の違いを考慮しつつ国又は県の制度を参考とし、市民に支給根拠を明確に示せる制度に速やかに変更すべきである。

- 5 住居手当についても、持家に対して国や県は支給していないが、焼津市は月額 4,000 円を支給している。その必要性や国や県の制度との相違について、市民にわかりやすく説明し、理解を求めることが必要である。

6 選挙事務に係る時間外勤務手当の支給についても、市民の立会人に支給する報酬額との性質の違い等が明らかでないなどの課題がある。

業務としての行政職員の関与の必要性は認めるものの、法的根拠のない業務など行政職員が必ずしも行わなくてよい業務については、民間委託するなど、選挙事務に係るトータルコストの削減に取り組むべきである。